

平成31年度

危機管理マニュアル

鹿沼市水道部

目 次

1	危機管理マニュアル概要	1
2	危機管理マニュアル	
	・台風・豪雨等の警報時の対応マニュアル	4
	・地震時の対応マニュアル	6
	・停電対応マニュアル	12
	・渇水対応マニュアル	17
	・断水（漏水）対応マニュアル	20
	・テロ対策マニュアル	23
	・クリプトスポリジウム対応マニュアル	25
	・苛性ソーダ過注入対応マニュアル	28
	・次亜塩素酸ナトリウム過注入対応マニュアル	30
	・次亜塩素酸ナトリウム無注入対応マニュアル	32
	・新型インフルエンザ等対策業務（行動計画）	33
3	実施体制	
	・鹿沼市水道部連絡網	35
	・配備表（風水害・地震）	36
	・連絡・作業フロー	
	（1）漏水等（断水等）緊急時	37
	（2）クリプトスポリジウム等水質汚染	38
	（3）苛性ソーダ／次亜塩素酸ナトリウム過・無注入	39
4	資料	
	・公益社団法人日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱	40
	・水道施設への被害情報等収集の手引き（抜粋：栃木県生活衛生課）	43

危機管理マニュアル概要

1 水道部が所管する施設

- ア 第1浄水場・・・庁舎（事務室、機械室、操作室等）、配水池、取水井（5井）、ポンプ室、滅菌装置等
- イ 第2浄水場・・・配水池、取水井（11井）、ポンプ室、滅菌装置等
- ウ 第3浄水場・・・配水池、取水井（5井）、ポンプ室、滅菌装置等
- エ 第4浄水場・・・配水池、取水井（3井）、ポンプ室、滅菌装置等
- オ 第5浄水場・・・配水池、取水井（2井）、ポンプ室、滅菌装置等
- カ 下沢浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- キ 野尻浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- ク 口栗野第1浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- ケ 口栗野第2浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- コ 清洲第1浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- サ 清洲第2浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- シ 粕尾第1浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等（休止中）
- ス 粕尾第2浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- セ 永野浄水場・・・配水池、取水井、ポンプ室、滅菌装置等
- ソ 増圧ポンプ場・・・下武子町、御成橋町、下沢、引田、見野、日吉町、上日向
- タ 坂田山ポンプ場、高架貯水タンク
- チ 水道管・・・導水管、送水管、配水管、給水管

2 危機的状況

- ア 自然災害・・・地震、火災、風害、雪害、水害、濁水、落雷など
- イ 事故・・・火災、ガス漏れ、建造物崩壊、水道管の破裂・漏水など
- ウ 侵入・テロ・・・不審者の侵入、テロなど
- エ 汚染・・・薬害汚染、細菌汚染、鉱物汚染、異物混入など
- オ 薬品注入・・・浄水場における薬品注入（次亜塩素酸・苛性ソーダ）の事故
- カ 新型インフルエンザ等・・・新型インフルエンザ等の流行による

3 危機的状況への対応

- ア 自然災害・・・地震、火災、風害、雪害、水害、濁水、落雷など
「鹿沼市地域防災計画」に基づく水道施設の応急復旧及び応急給水を実施する。
台風・豪雨等の警報時の対応マニュアル（P4～P5）
地震時の対応マニュアル（P6～P11）

(1) 水道施設の応急復旧

- ・被害状況を把握し、制水弁による配水調整、被害地の復旧優先順位の決定、応急復旧計画を作成する。

(2) 応急給水

- ・飲料水の確保、応急給水用の資機材を整備し、高齢者や高層住宅などに配慮した給水

に努める。

・飲料水の確保を図るには、配水池などを活用するほか、耐震性貯水槽設置箇所や受水槽を持った学校等の給水拠点を選定するとともに、給水車を利用した緊急給水の手配をする。

・非常用、浄水機の活用

・日本水道協会栃木県支部災害相互応援要領に基づき、近隣水道事業者、民間工事業者への支援・協力を要請し、復旧や給水を行う。

・落雷による停電等の被害では、現地での復旧作業、自家発電装置への切り替えを行う。

「停電対応マニュアル」(P12～P16)

・渇水時において、需要者に及ぼす影響を極力緩和するほか、限られた水源の水量を公平に給水する。

「渇水対応マニュアル」(P17～P19)

イ 事故・・・火災、ガス漏れ、建造物崩壊、破裂、漏水など

(1) 火災、ガス漏れ、建造物崩壊

・初期消火・消防署への連絡・避難誘導

(2) 水道管の破裂・漏水など

・人員、機械、資材の手配と修理

・破裂、漏水箇所の位置を特定

・影響する水道配管、制水弁等の確認

・断水範囲の特定

・放送等による断水の周知

・警察、消防署への連絡

※「断水（漏水）対応マニュアル」(P20～P22)

ウ 侵入・テロ・・・不審者の侵入、テロなど

(1) 不審者の侵入

・浄水場等・・・ガードマンから連絡があった場合

現場の確認、必要に応じ警察へ連絡

・水道部庁舎

複数の職員で対応、早急に警察へ連絡

(2) テロ

・警察への緊急連絡「鹿沼市緊急テロ対策連絡本部」によるテロ発生時の対応措置の指導を受ける。

※「テロ対策マニュアル」(P23～24)

エ 汚染・・・薬害汚染、細菌汚染、鉍物汚染、異物混入など

・汚染井戸からの取水停止、配水停止

・配水池、配水管洗浄

・別浄水場からの配水切り替え

・汚染原因を調査、除去作業、希釈作業、汚染物質に応じ対応する。

- ・原因に応じ、飲用禁止、また生水飲用禁止の広報活動
- ※「クリプトスポリジウム対応マニュアル」(P25～P27)

オ 薬品注入・・・浄水場における薬品注入（苛性ソーダ・次亜塩素酸ナトリウム）の事故

(1) 苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）

- ・過注入が発生した場合、注入機の停止
- ・現地での対応（消火栓等での排水作業）
- ・苦情の対応（対応内容の統一）
- ・広報活動（広報車・鹿沼ケーブルテレビ、市ホームページでの呼びかけ）
- ・原因の究明

※「苛性ソーダ過注入対応マニュアル」(P28～P29)

(2) 次亜塩素酸ナトリウム

①過注入が発生した場合

- ・注入機の停止
- ・現地での対応（消火栓等での排水作業）
- ・苦情の対応（対応内容の統一）
- ・広報活動（広報車・鹿沼ケーブルテレビ、市ホームページでの呼びかけ）
- ・原因の究明

※「次亜塩素酸ナトリウム過注入対応マニュアル」(P30～P 31)

②無注入が発生した場合

- ・予備の注入機の可動
- ・浄水場での対応
- ・原因の究明

※「次亜塩素酸ナトリウム無注入対応マニュアル」(P32)

カ 新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ、感染症等のまん延により、常勤職員の 40%程度が出勤できなくなった状況を想定した業務継続計画（BCP）。

※「新型インフルエンザ等対策業務（行動計画）(P33～P 34)